

# 第28回成田市農業委員会総会議事録

令和4年10月7日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和4年10月7日(金)  
午後1時30分から午後3時 5分

2. 開催場所 市役所6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 16名

議長 檜垣金一

1番 諏訪恵昨 10番 石井孝和

2番 山倉正義 11番 泉水厚子

3番 矢崎光二 13番 森川光江

4番 大竹卓 14番 小川繁

5番 湯浅恵介 15番 秋山皓一

6番 諏訪和恵 18番 藤崎明

7番 木村知子

8番 北崎悦夫

9番 秋間伸一

5. 欠席委員 12番 藤崎茂雄 16番 石原満  
17番 菅澤茂

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第5号 成田都市計画生産緑地地区の変更について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 あっせんの結果について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 井上裕二

農地係長 鎌形清人

振興係長 櫻井哲

主査 高木信一

主査 宮内孝史

8. 傍聴人

なし

○議長 ただ今の出席委員は、16名です。

欠席委員は、12番 藤崎茂雄委員、16番 石原委員、17番 菅澤委員です。  
定足数に達しておりますので、ただ今から第28回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、9月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、2番 山倉委員、3番 矢崎委員の両名を指名いたします。また、書記に 櫻井振興係長 を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第5号 成田都市計画生産緑地地区の変更について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 あっせんの結果について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告5件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

5件の申請がございました。①売買でございます。4件の申請がございました。

1番、譲受人である三里塚光ヶ丘の法人が、松崎にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の畑1筆、879㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付さ

れております。譲渡人の事由は、「高齢で耕作が困難であるため」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、大清水にお住まいの譲受人が、柏市にお住まいの譲渡人が所有する、大清水の畑1筆、21㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に隣接しており、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「市外在住であり、耕作が困難であるため」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

3番、富里市にお住まいの譲受人が、松戸市及び印西市にお住まいの譲渡人が所有する、山口の田2筆、合計898㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「農地を相続したが、耕作が困難であるため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

4番、高倉にお住まいの譲受人が、関戸にお住まいの譲渡人が所有する、高倉の田1筆、234㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自作地に隣接し、耕作に便利のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「進入路が狭く機械が入らないため」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

続きまして、議案集5ページをお開きください。

②使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。なお、本件につきましては、10月4日開催の第3小委員会において新規就農面接を行っていただいた案件でございます。

1番、久住中央二丁目にお住まいの借受人が、印旛郡栄町にお住まいの貸付人が所有する、台方の田2筆、合計5,572㎡に使用貸借権を設定したいという申請でございます。借受人の事由は、「親戚と使用貸借により権利を設定し、新規就農したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「申請者の要望による」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、農地法第3条①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 農地法第3条①売買の1番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書に目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は8名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者であるため、議決権の割合は66.7%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、構成員1名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑1筆を取得し、早生桐を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

農地法第3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、大根、白菜、落花生などを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

農地法第3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書

類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、田2筆を取得し、ブルーベリーなどを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

農地法第3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

以上でございます。

○議長 続きまして、農地法第3条①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 去る10月4日、午後1時から、市役所第二応接室におきまして、第3小委員会を開催いたしました。農業委員5名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は、八生小学校の南東、市道松崎中郷線を南に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第3条①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

次に、農地法第3条①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、遠山公民館の北東、県道成田松尾線を南側に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。

次に、農地法第3条①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の3番につきましては、申請地は、山口集会所の北東及び南西、県道成田安食線を北東及び南西に入った農地で、田及び畑として管理されておりました。

審査の中で委員より「富里に所有している農地は今後どうするのか」との問いがあり、「今回の農地取得後も、富里での営農も継続する予定である。」とのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の3番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。

次に、農地法第3条①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の4番につきましては、申請地は、四谷青年館の南東、市道四谷名古屋線の南側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の3番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。

次に、農地法第3条②使用貸借権の設定の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 農地法第3条②使用貸借権の設定の1番につきましては、面接をしていただきました申請者が使用貸借により田2筆を借りる申請でございます。

許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、今回取得することにより要件を満たすと思われまます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の1番は、田2筆を使用貸借し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから農地法第3条②使用貸借権の設定の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

なお、借受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、農地法第3条②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、印旛沼土地改良区宗吾排水機場の北東、市道下方酒々井線の北側に隣接する農地で、現況は田として管理されておりました。

また、新規就農のため、第3小委員会で面接調査を行いました。

営農計画としては、水稻を栽培する計画で、農機具は貸付人が持っているトラクター一等を借り受けるとのことです。

農業経験は親戚の手伝いにより経験を積んできたとのことです。今後は経験を積んで余裕が出来れば、規模を拡大して営農したいとのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条②使用貸借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集6ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で13件の申請がございました。

農地法第5条①売買でございます。3件の申請がございました。

1番、譲受人である富里市の法人が、取香にお住まいの譲渡人が所有する、取香の畑1筆、1,072㎡を売買により取得し「貸駐車場用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料6ページに案内図、7ページに公図の写しがございます。

続きまして2番、大清水にお住まいの譲受人が、柏市にお住まいの譲渡人が所有する、大清水の畑1筆、41㎡を売買により取得し「宅地拡張用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料8ページに案内図、9ページに公図の写しがございます。

3番、西大須賀にお住まいの譲受人が、埼玉県さいたま市にお住まいの譲渡人が所有する、高岡の畑2筆、合計516㎡を売買により取得し「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料10ページに案内図、11ページに公図の写しがございます。

続きまして、議案集7ページをお開きください。

農地法第5条②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、八代にお住まいの受贈者が、同じく八代にお住まいの贈与者が所有する八代の田1筆、103㎡を受贈により、「宅地拡張用地」として、転用したいという申請で

ございます。総会資料12ページに案内図、13ページに公図の写しがございます。

続きまして、農地法第5条③使用貸借権の設定でございます。4件の申請がございました。

1番、借受人である三里塚光ヶ丘の法人が、十余三及び加良部二丁目にお住まいの貸付人が所有する、十余三の畑3筆の各一部、合計624㎡を借り受け、「資材搬入路、駐車待避所及び足場設置用地」として、令和4年12月28日まで一時転用したいという申請でございます。総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

議案集8ページでございます。

2番、川栗にお住まいの借受人が、臼作にお住まいの貸付人が所有する、臼作の畑1筆、270㎡を借り受け、「専用住宅用地」として転用したいという申請でございます。総会資料16ページに案内図、17ページに公図の写しがございます。

続きまして、3番及び4番につきましては、同一の借受人による同一事業であり、関連がございましたので、一括してご説明いたします。

借受人である所の法人が、3番は、所にお住まいの貸付人が所有する、所の田1筆の一部、180.76㎡を、4番は、同じく所にお住まいの貸付人が所有する、所の田1筆の一部、122.47㎡を借り受け、「砂利搬出路用地」として、令和5年11月30日まで一時転用したいという申請でございます。

総会資料18ページに案内図、19ページに公図の写しがございます。

続きまして、議案集9ページをお開きください。

農地法第5条④賃借権の設定でございます。5件の申請がございました。

1番及び2番につきましては、同一の賃借人による同一事業であり、関連がございましたので、一括してご説明いたします。

賃借人である香取郡多古町の法人が、1番は、賃貸人である古込の法人が所有する、土室及び成毛の畑2筆の各一部、合計137㎡に2番は、小泉にお住まいの賃貸人が所有する、土室及び成毛の畑3筆の各一部、合計205㎡にそれぞれ賃借権を設定し、「水資源機構発注工事に伴う機械設置の為の進入路及びヤード用地」として、令和5年3月14日まで一時転用したいという申請でございます。総会資料20ページに案内図、21ページに公図の写しがございます。

3番、川栗にお住まいの賃借人が、大清水にお住まいの賃貸人が所有する、大清水の畑1筆、178㎡に賃借権を設定し、「店舗併用住宅用地」として転用したいという申請でございます。総会資料22ページに案内図、23ページに公図の写しがございます。

4番、賃借人である茨城県稲敷市の法人が、吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、吉岡の田1筆の一部、442.06㎡に賃借権を設定し、「砂利採取事業に伴う搬出路用地」として、令和5年11月30日まで一時転用したいという申請でございます。総会資料24ページに案内図、25ページに公図の写しがございます。

5番、賃借人である東京都中央区の法人が、松崎にお住まいの賃貸人が所有する、松崎の田1筆、110㎡に賃借権を設定し、「ガス井戸掘削工事に伴う進入路用地」として、令和5年9月30日まで一時転用したいという申請でございます。総会資料26ページに案内図、27ページが公図の写しでございます。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条①売買の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条①売買の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、貸駐車場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年12月15日着手、令和5年3月31日完了の予定です。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、千葉県より道路用地の進入路について使用の内諾を得ております。

計画面積の妥当性については、駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30平方メートルという面積基準があります。有効面積の内1台当たりの面積は約30平方メートルのため、面積基準に鑑みて妥当な計画です。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透枘を設置し、オーバーフロー分を市道側溝へ放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願い

します。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は、取香共同利用施設の北東、県道成田小見川鹿島港線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、短い草が生えておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第4条の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条①売買の2番です。

農地の区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、特別の立地条件を必要とし、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、宅地拡張用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年11月1日着手、令和5年6月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風

等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条①売買の2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の2番につきましては、申請地は、遠山公民館の北東、県道成田松尾線を南に入った農地で、現況は耕作されておらず、短い草が生えておりました。

審査の中で委員より「申請地は3条売買の2番と地続きなのか」との問いがあり、「もともと1筆だったものを、事務局から宅地として転用可能な部分と農地として残すべき部分に分筆を指導し、今回の申請に至っております。」とのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の2番は可決されました。続きまして、農地法第5条①売買の3番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条5条①売買の3番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年12月1日着手、令和5年5月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、道路法につきましては、令和4年8月18日

付けで道路工事施行承認書が交付されております。

計画面積の妥当性については、516平方メートルの敷地に、建築面積約112平方メートルの専用住宅及び建築面積約30平方メートルのカーポートを設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、事業区域内に浸透柵を設置し宅内処理とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条①売買の3番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の3番につきましては、申請地は、下総公民館の北西、市道高岡猿山線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、短い草が生えておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の3番は可決されました。

次に、農地法第5条②贈与の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条②贈与の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和4年8月30日公告により除外済みです。除外後は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすること

ができないとされていますが、特別の立地条件を必要とし、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、宅地拡張用地です。

資力及び信用については、申請に係る農地は、本来許可を得た後に造成すべきところ、許可を得ずに造成し、住宅として転用したことを深く反省しております。今後は法令等を順守し二度とこのようなことがないように十分注意する旨の始末書が添付されています。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条②贈与の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②贈与の1番につきましては、申請地は、玉造小学校の西、市道角川八代線を北に入った農地で、現況は既存の宅地と一体的に利用されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条②贈与の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②贈与の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条③使用貸借権の設定の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、資材搬入路、駐車待避所及び足場設置用地です。

資力及び信用については、申請に係る農地は、本来許可を得た後に使用すべきところ、許可を得ずに資材搬入路等に一時転用したことを深く反省しております。今後は法令等を順守し二度とこのようなことがないように十分注意する旨の始末書が添付されています。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年4月1日着手、令和4年12月28日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。

なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、十余三駐在所の東、国道51号の南側に隣接する農地で、現況は資材搬入路、駐車待機所及び足場設置用地として使用されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条③使用貸借権の設定の2番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和4年8月30日公告により除外済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込み証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年12月1日着手、令和5年5月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、道路法につきましても、令和4年9月6日付けで道路占用、掘削許可書が通知されております。

計画面積の妥当性については、270平方メートルの敷地に、建築面積約60平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、事業区域内に浸透枮を設置しオーバーフロー分を市道側溝に排水する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ③使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は、大栄幼稚園の北、市道向坂新山台線の北側に隣接する農地で、現況は概ね畑として耕作されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定の3番及び4番については、同一の借受人による同一事業であり、関連がございますので一括して審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条5条③使用貸借権の設定の3番と4番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められます。また、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、砂利採取事業に伴う搬出路用地です。

資力及び信用については、残高証明書等が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

土地改良事業については、土地改良区として、さしつかえない旨の意見書が添付されております。

申請の用途に供することの確実性については、令和3年7月28日着手、令和5年11月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、砂利採取法は、令和4年10月3日付けで採取計画の変更認可申請書が受付されております。

森林法は、令和7年11月30日まで許可されております。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、既に賃貸借契約を締結しております。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、事業は令和3年7月28日から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、復元計画については、完了後、水稻を作付けする誓約書が添付されています。

なお、転用目的、期間については、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条③使用貸借権の設定の3番及び4番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条③使用貸借権の設定の3番及び4番につきましては、申請地は、新佐原変電所の西、市道所上小川線を東側に入った農地で、現状はこれまでの一時転用許可のとおり、砂利搬出路用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の3番及び4番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条③使用貸借権の設定の3番及び4番について採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、農地法第5条③使用貸借権の設定の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の3番は可決されました。

続きまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の4番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の4番は可決されました。

次に、農地法第5条④賃借権の設定の1番及び2番については、同一の賃借人による同一事業であり、関連がございますので一括して審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条④賃借権の設定の1番から2番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、水資源機構発注工事に伴う機械設置のための進入路用地及びヤード用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年11月1日着手、令和5年3月14日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。

なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条④賃借権の設定の1番及び2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条④賃借権の設定の1番及び2番につきましては、申請地は、小泉揚水機場の南東、県道久住停車場十余三線の東側に隣接する農地で、

現況は草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条④賃借権の設定の1番及び2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条④賃借権の設定の1番及び2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、農地法第5条④賃借権の設定の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条④賃借権の設定の2番について採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④賃借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条④賃借権の設定の3番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条④賃借権の設定の3番です。

農地の区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、店舗兼住宅用地です。

資力及び信用については、残高証明書及び融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可日以降着手、令和5年10月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、開発許可申請書が近日中に提出される見込です。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについて、賃借人と同一であり、問

題となる点は認められません。

計画面積の妥当性については、原野部分を合わせた352平方メートルの敷地に建築面積約111平方メートルの店舗兼住宅を建設する計画であり、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。

なお、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条④賃借権の設定の3番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条④賃借権の設定の3番につきましては、申請地は、遠山公民館の東、市道川栗駒井野線の東側に隣接する農地で、現況は草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条④賃借権の設定の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条④賃借権の設定の3番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④賃借権の設定の3番は可決されました。

続きまして、農地法第5条④賃借権の設定の4番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条④賃借権の設定の4番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用

でその必要性も認められます。また、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、砂利採取事業に伴う搬出路用地です。

資力及び信用については、残高証明書等が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和3年8月25日着手、令和5年11月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、砂利採取法につきましては、採取計画認可申請書が近日中に提出される予定です。

森林法は、令和6年7月31日まで許可されております。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、同意を得ているとのことです。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、事業は令和3年8月25日から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性について、復元計画については、完了後、ハスを作付けする誓約書が添付されています。

なお、転用目的、期間については、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条④賃借権の設定の4番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条④賃借権の設定の4番につきましては、申請地は、大栄工業団地の東、市道吉岡9号線を北側に入った農地で、現状はこれまでの一時転用許可のとおり、砂利採取事業に伴う搬出路用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条④賃借権の設定の4番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条④賃借権の設定の4番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④賃借権の設定の4番は可決されました。

続きまして、農地法第5条④賃借権の設定の4番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条④賃借権の設定の5番です。

農地の区分は、第一種農地です。第一種農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、ガス井戸掘削工事に伴う進入路用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年3月1日着手、令和5年9月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。

なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条④賃借権の設定の5番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条④賃借権の設定の5番につきましては、申請地は、八生公民館の北東、市道松崎下福田線の西側に隣接する農地で、現況は草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の中で委員より「ガス井戸掘削工事を行う場所は地図だとどこになるのか」との問いがあり、「公図の方にはありませんが、26ページ案内図の申請地左隣に既存の天然ガス採掘施設があり、そこでの工事になります。」とのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条④賃借権の設定の5番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条④賃借権の設定の5番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④賃借権の設定の5番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 暫時休憩します。委員はそのままお待ちください。

(議長が桧垣会長より交代し、秋山職務代理が着席。議長は自席へ)

(これより秋山職務代理が議長)

○議長 再開します。続きまして、議案第3号、令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、檜垣委員、大竹委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(檜垣委員、大竹委員 退室)

○議長 それでは、議案第3号、令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集11ページをお開き願います。

議案第3号、令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により12ページ記載のとおり、令和4年度第8次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出いたしま

す。

計画の概略につきまして、13ページから14ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、15ページから17ページをご覧ください。

それでは、13ページでございます。

1. 利用権設定、すべて賃借権でございます。

契約期間3年のものが、1,514㎡、田1筆1件で、詳細は15ページの1番でございます。

契約期間6年のものが、15,703㎡、田12筆2件で、詳細は15ページの2番と3番でございます。

契約期間9年10カ月のものが、722㎡、田1筆1件で、詳細は15ページの4番でございます。

合計の契約面積は、17,939㎡、田14筆4件でございます。

内訳につきましては、すべて再設定でございます。

続きまして、議案集14ページでございます。

2-1. 集積計画一括方式による利用権設定、すべて賃借権でございます。

契約期間5年のものが、733.2㎡、畑2筆1件で、詳細は16ページの1番でございます。

契約期間10年のものが、34,818㎡、田22筆6件で、詳細は16ページの2番から7番でございます。

合計の契約面積は、35,551.2㎡、田22筆6件で34,818㎡、畑は2筆1件、733.2㎡でございます。

内訳でございますが、新規設定が契約面積20,216.2㎡、田14筆1件で19,483㎡、畑は2筆1件、733.2㎡、再設定につきましては、契約面積15,335㎡、田8筆5件でございます。

続きまして、2-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集17ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明申し上げました、2-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

以上で議案第3号、令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第3号について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第3号、令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号、令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

退室されていた委員の入室をお願いします。

(檜垣委員、大竹委員 入室)

○議長： 暫時休憩します。 委員はそのままお待ちください。

(議長が秋山職務代理より檜垣会長に交代し着席。秋山職務代理は自席へ)

○議長：(檜垣会長) 再開します。

○議長： それでは次に、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集18ページをお開き願います。

議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、でございます。1件の証明願がございました。

生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡や故障により農業を続けることが不可能になり、生産緑地法第10条第2項の規定による買取りの申出を行う場合に必要な証明願が提出されたものでございます。

なお、この証明は、「生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程」により、証明願の提出があった場合は、法第10条第2項の規定による「農業の主たる従事者」又は規則第3条の規定による「一定割合以上従事している者」に該当するか否かについて、現地調査を行い、農業従事の実事確認を

行うこととなっており、10月4日開催の第3小委員会において現地を確認していただきました。

1番、下方にお住まいの申請者が、宗吾二丁目の畑1筆の一部、2,541㎡の生産緑地について、耕作を継続できないことから、市に買取り申し出をするため、農業の主たる従事者であることの証明願が提出されたものでございます。

申請の事由として「当初の受傷の時期は不詳であるが、以前に骨折を負い、その後の痛みなどはあったと思われるが、今回、令和4年9月7日に転倒し、大腿骨部分の痛みがあることなどの理由から、農業就労は困難である」との医師の診断書が添付されております。

総会資料28ページが案内図でございます。

以上で議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第4号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願につきましては、申請地は、京成宗吾参道駅の北側、市道宗吾七栄線から北東に入った農地で、畑として管理されておりました。

委員より、生産緑地の面積と登記面積の差異が100平方メートルほどあるが、どのような理由かとの質問があり、事務局からは申請地である生産緑地に入るための通路部分であり、生産緑地には含まれない土地になりますとの説明がありました。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、成田都市計画生産緑地地区の変更について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集19ページでございます。

議案第5号 成田都市計画生産緑地地区の変更について、でございます。

成田都市計画生産緑地地区は、市街化区域内農地が持つ緑地機能を保全することにより、良好な都市環境を形成することを目的として、平成4年11月24日に94地区、合計面積32.57haが指定されました。

これまで、12回の都市計画の変更が行われ、現在77地区、合計面積25.42haが指定されておりますが、成田市長より生産緑地法施行規則第1条並びに都市計画運用指針に基づき、農業委員会の意見が求められておりますので、ご審議いただくものでございます。

議案集21ページ及び22ページは、成田都市計画生産緑地地区の変更一覧と変更内訳総括表であり、23ページから27ページが位置図でございます。

それでは、21ページでございます。

まず、1号「囲護台生産緑地地区」につきましては、主たる従事者の死亡により、市へ買取り申出があり、他の農業従事者への斡旋を行いました。取得希望者がいなかったため、当該生産緑地地区において生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除がなされたことにより、本案のとおり地区の一部廃止をおこなうものです。

次に、10号「不動ヶ岡第4生産緑地地区」及び33号「江弁須第5生産緑地地区」につきましては、区域の一部を分筆後、公衆用道路に地目変更していたことが判明したため、本案のとおり地区の一部廃止をおこなうものでございます。

62号「並木町第21生産緑地地区」につきましては、錯誤による面積の減少、また、土地を分筆し区域の一部を宅地に地目変更していることが判明したことから、本案のとおり地区の一部廃止をおこなうものでございます。

以上で議案第5号、成田都市計画生産緑地地区の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第5号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第5号、成田都市計画生産緑地地区の変更につきましては、委員より、この変更はどういう経緯で変更されるのかとの質問があり、事務局から、通常は生産緑地の買取り申出があった翌年にありますが、今回はその案件の他に、過去の分筆後の地目変更等による生産緑地の減少が判明したため、そちらも追加しております。決

まった時期に出てくるものではなく、随時という形になりますとの説明がありました。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、成田都市計画生産緑地地区の変更について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集28ページをお開きください。

報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

議案集29ページでございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。11件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集33ページをお開きください。

②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出でございます。1件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集34ページでございます。

③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出でございます。

8件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集37ページをお開きください。

④転用事実確認証明でございます。5条で1件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集38ページをお開きください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。11件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質

問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、あっせんの結果について、を議題とします。

それでは、あっせん委員より報告をお願いいたします。

(諏訪 恵昨委員の挙手あり)

○議長 諏訪 恵昨委員

○諏訪 恵昨委員 報告第3号、あっせん結果についてご報告いたします。

3月の総会において、あっせんの実施について承認され、諏訪和恵委員と私が、あっせん委員に指名された案件でございます。

申出人は東京都板橋区にお住まいの方です。

申請土地は、竜台の田2筆、合計2,316㎡でございます。

4名の相手方候補者があげられました。

順位1番の候補者にあっせんしたところ、買受の意向があり、調整の結果双方合意に至り、9月22日にあっせんが成立いたしました。

本件におきましては、令和4年度第9次農用地利用集積計画において、所有権移転を行う予定でございます。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第3号 あっせんの結果につきましては、

質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 4 2 ページをお開きください。

報告第 4 号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

2 件の届出がございました。

①農地法施行規則第 5 3 条第 5 号の規定による届出といたしまして、公共事業の施工に伴う廃土処理が 1 件ございました。急傾斜地崩壊対策工事に係る廃土処理に伴う届出であり、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議案集 4 3 ページでございます。

②農地法施行規則第 5 3 条第 1 1 号の規定による届出といたしまして、認定電気通信事業者が行う送電用電気工作物等の設置に係る事業計画書の提出が、1 件ございました。

耐雷化に伴う電話ケーブル張替工事用地の届出で、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第 4 号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第 4 号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第 4 号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第 5 号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 4 4 ページをお開きください。

報告第 5 号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局成田出張所より 1 件の照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で報告第 5 号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。

す。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第5号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第28回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時05分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年10月7日

議事録署名人

---

---

---